

宜野座村長 殿

（特別徴収義務者） 納税者	住所 （所在地）	（ ）
	氏名 （名称及び代表者氏名）	（ ）
	連絡先（電話番号・法人の場合は部署名等）	

徴 収 猶 予 （ 延 長 ） 申 請 書

次のとおり徴収猶予（期間延長）の申請をします。

納付又は納入すべき村税等	年度	期別	税 目	納期限	税 額	督促手数料	延滞金	滞納処分費	備考	
					円	円	法律による金額 円	円		
							//			
							//			
							//			
	合 計				A	B	C	D		
A～Dの合計						円	うち徴収猶予を受けようとする金額	円		
猶予を希望する期間			年 月 日 から 年 月 日まで 月間							
該 当 条 項	☐	（地方税法第15条第1項第1号） 震災、風水害、火災その他の災害又は盗難				☐	（地方税法第15条第1項第4号） 事業につき著しい損失を受けた			
	☐	（地方税法第15条第1項第2号） 納税者又は納税者と生計を一にする親族の病気・負傷				☐	（地方税法第15条第1項第5号） 第1項第（ ）号に類似する事実があった			
	☐	（地方税法第15条第1項第3号） 事業の廃止又は休止				☐	（地方税法第15条第2項）法定納期限から1年を経過した日以後に納付すべき税額が確定した			
徴収猶予を受けようとする村税等の納付計画	回数	分納期限 （年 月 日）	納付金額		猶予該当 事実の詳細 ※法定納期限から1年を経過した日以後に納付すべき税額が確定した場合は記入不要					
	1	・ ・	円							
	2	・ ・	円							
	3	・ ・	円							
	4	・ ・	円							
	5	・ ・	円		一時に納付することができない 事情の詳細					
	6	・ ・	円							
	7	・ ・	円							
	8	・ ・	円							
	9	・ ・	円							
	10	・ ・	円		担 保	☐ 有 ☐ 無				
	11	・ ・	円		「有」の場合は、担保財産の詳細を、「無」の場合は提供できない特別の事業を記入					
	12	・ ・	円							
合 計		円								

※審査の結果、徴収猶予が許可された場合、延滞金の全部又は一部が免除となりますが、一部が免除となった場合の一部免除後の残りの延滞金については、原則として分割納付の最終回に加算し、分割納付書を送付させていただきます。そのため、納付計画と分割納付書の金額が異なる場合があります。

添付する書類欄（猶予を受けようとする額によって異なります）

100万円未満の場合	100万円の場合	100万円超の場合
☐ 財産収支状況書	☐ 収支の明細書	☐ 収支の明細書
☐ 猶予該当事実証明書類	☐ 財産目録	☐ 財産目録
	☐ 猶予該当事実証明書類	☐ 担保関係書類
		☐ 猶予該当事実証明書類

法定納期限から1年を経過した日以後に納付すべき税額が確定した場合は、「猶予該当事実証明書類」は不要のほか、担保関係書類の提出を省略できる場合があります。